



「日本船舶・船員確保計画」& 「船員計画雇用促進助成金」申請の手引き (令和7年度申請用)

制度の概要を知りたい!	P1
計画認定を受けるメリット!	P2
令和7年度から支給対象が追加!	Р3
まずは計画を作成しましょう!	P4
計画認定後は助成金を申請しましょう!	P5
令和5年度・6年度の追加要件(参考)	P8
電子メールでワンクリック申請!	P10
運輸局等に相談したい!	P11



国 土 交 通 省海事局船員政策課

制度概要・スケジュール

♣目的

内航船員の不足や高齢化に対応し、海上運送法と国の基本方針に基づき、計画を作成し、 若年船員の確保・育成に自発的に取り組む船舶運航事業者等を、国が、助成金により支援し、 安定輸送の確保を図ることを目的としています。

▲「日本船舶・船員確保計画」の認定制度

海上運送法に基づき、船舶運航事業者等が、内航船員(※)の確保・育成の内容や、資金の調達方法等についての計画を作成し、国土交通大臣が当該計画を審査・認定します。 ※船員法第1条第1項に規定する船員をいう。

▲ 「船員計画雇用促進助成金」の交付

上記の認定事業者が、当該計画に従って船員未経験者を運航要員として雇用し、訓練した 場合に、国が、予算の範囲内で、一定額の助成金を交付します。

【参考】認定事業者のための助成金

認定事業者の方は、国の助成金以外にも、海運団体から支援を受けることができる場合がありますので、各団体までお問合せください。

- 公益財団法人日本船員雇用促進センター(SECOJ):「船員計画雇用促進支援助成金」
- 内航海運組合総連合会:「内航貨物船計画雇用促進助成制度」

▲ 申請等のスケジュール



計画認定を受けるメリット

認定事業者の方は、国土交通省が実施する「船員計画雇用促進助成金」に加えて、 以下の各団体等が行う助成金の支給、金利軽減措置の対象となる場合があります。

助成金の支給

● (公財)日本船員雇用促進センター(SECOJ):船員計画雇用促進支援助成金

船員未経験者(45歳未満)、船員経験者(40歳未満かつ船員として最後に職務に従事した日から3年の期間を経過している者)を船員として雇用し育成が完了した場合、育成期間に応じて1人あたり4万円~60万円が認定事業者に支給されます。

●日本内航海運組合総連合会(内航総連):<u>内航貨物船員計画雇用促進助成制度</u>

船員未経験者(45歳未満)を船員として雇用・育成(初回雇入から連続1年の雇用期間を経過)した場合、1人あたり20万円が認定事業者(日本内航海運組合総連合会の組合員に限る)に支給されます。

通常対象者 実施主体 (船員教育機関卒業者)		特定対象者 (一般学校卒、退職自衛官等)			特定対象者 (女性)				
	甲板部	機関部	司厨部	甲板部	機関部	司厨部	甲板部	機関部	司厨部
国土交通省	4万円 (4万円×1月)	8万円 (4万円×2月)		12万円 (4万円×3月)	30万円 (5万円×6月)		24万円 (8万円×3月)	60万円 (10万円×6月)	
SECOJ	4万円 (4万円×1月)	8万円 (4万円×2月)	12万円 (4万円×3月)	12万円 (4万円×3月)	30万円 (5万円×6月)	12万円 (4万円×3月)	24万円 (8万円×3月)	60万円 (10万円×6月)	24万円 (8万円×3月)
内航総連	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円
計	28万円	36万円	32万円	<u>44万円</u>	80万円	32万円	<u>68万円</u>	140万円	44万円

※国土交通省、SECOJの助成制度は<u>通常対象者に船員経験者(40歳未満かつ船員として最後に職務に従事した日から3年の期間を経過している者)も助成対象</u>に含まれます。

- ※内航総連の助成制度は(独)海技教育機構(JMETS)卒業生も助成対象に含まれます。
- ※予算額に対して申請額が超過した場合は減額して支給されます。
- ※各助成金毎に補助要件等が異なりますので助成対象となるかは各団体にご確認ください。

船舶共有建造制度の金利軽減措置

(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構(JRTT)が実施する船舶共有建造制度を利用して船舶を建造する際、金利軽減の措置を受けられる場合があります。

https://www.jrtt.go.jp/ship/application/

お問い合わせ先

●船員計画雇用促進支援助成金 SECOJ雇用促進部

TEL: 03-3523-5991 EMAIL: senin@secoj.com

●内航貨物船員計画雇用促進助成制度 内航総連海務部

TEL: 03-3263-4554 EMAIL: naiko-kaimubu@naiko-kaiun.or.jp

●船舶共有建造制度(金利軽減措置) JRTT共有船舶建造支援部建造支援第一課、第二課

TEL: 045-222-9138 045-222-9139 EMAIL: kensoku@jrtt.go.jp

令和7年度の主な見直し事項

①助成金の支給対象者が追加されました!

【支給対象者】

- ①45歳未満の船員未経験者
- ②40歳未満の船員経験者※ ←New

(※船員として最後に職務に従事した日から3年の期間を経過している者を雇用・育成した場合に限る。)

※以下の者を除く

- (独)海技教育機構[JMETS]の卒業者
- 司厨員
- ・訓練期間中に離職した者

②女性船員を雇用・育成した場合の支給額が増額されました!

【助成金の額】

- ◆通常対象者 [船員教育機関卒業者、<u>船員経験者</u>] 甲板部 1か月×4万円(計4万円) 機関部 2か月×4万円(計8万円)
- ◆特定対象者 [一般学校卒業生、退職自衛官] 甲板部 3か月×4万円(計12万円) 機関部 6か月×5万円(計30万円)
- ◆特定対象者 [女性船員]

甲板部 3か月×8万円(計24万円) 機関部 6か月×10万円(計60万円) ←**増額**

※船員経験者は一般教育機関卒であっても通常対象者となります。

※(独)海技教育機構(JMETS)卒業生は助成対象外です。

各 手 続 き の 概 要 (1)

日本船舶 • 船員確保計画関連

船員計画雇用促進助成金を受給するための基礎となる手続ですので、お忘れのないように!

1. 日本船	<u>船舶・船員確保計画の<mark>認定申請</mark></u>
<u>概 要</u>	「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を申請してください。
対象者	海上運送法上の船舶運航事業者等
提出締切	計画期間の開始日の1ヶ月前(〆3月1日)
提出先	申請者の主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局等
提出書類	口計画認定申請書(計画認定エクセル様式「1.計画認定申請書」シート)
	□定款
	口登記事項証明書(スキャンデータ可 ※必要に応じ、原本提出を求める場合があります。)
	口事業報告 (最新年度のもの)
	口貸借対照表(リンプ)
	口指益計算書(リカン)

提出方法 電子データの送付

2. 日本船舶・船員確保計画の実施状況報告

<u>概要</u> 毎年度、「日本船舶・船員確保計画」の実施状況※を作成し、国土交通大臣に報告 してください。

※船員計画雇用促進助成金を受給しなかった年度でも、毎年報告が必要です。

対象者 「日本船舶・船員確保計画」の認定事業者

提出締切 計画実施年度の翌年4月30日まで

提出先申請者の主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局等

提出書類 口実施状況報告書(計画認定エクセル様式「2.実施状況報告書」シート)

口報告書に記載する日本船舶について、報告に係る認定計画の計画期間内において他 人が作成する日本船舶・船員確保計画及びその実施状況に関する報告書に記載され ないことを証する書類(船舶所有者と認定事業者との間の合意書)

(スキャンデータ可 ※必要に応じ、原本提出を求める場合があります。)

口毎年度末時点における助成金の支給対象者の在職・離職の別及び離職後の状況を、 在職状況欄に記載した在職状況報告書

(計画認定エクセル様式「2-2. 所要経費調書(在職状況報告書)」シート)

※受理がされなかった場合、船員計画雇用促進助成金が不交付となることがあります。

提出方法 電子データの送付

<u>留意事項</u> 実施状況報告の内容を踏まえ検討した結果、次年度以降の採用計画や訓練計画等を 見直す場合は、下記の「日本船舶・船員確保計画」の変更の認定を申請してください。

3. 日本船舶・船員確保計画の変更の認定申請

概 要 計画実施年度以降※の船員未経験者の採用数など、すでに認定を受けた「日本船舶

・船員確保計画」の記載事項を変更しようとするときは、再度、国土交通大臣の認定を申請してください。

※上記により、計画の実施状況を報告済の年度についての変更申請は不要です。

<u>対象者</u> 「日本船舶・船員確保計画」の認定事業者

提出時期 随時受付(ただし、変更しようとする計画の開始日の1ヶ月前まで)

提出先 申請者の主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局等

提出書類 口変更認定申請書(計画認定エクセル様式「3.変更認定申請書」シート)

口新旧表(計画認定エクセル様式「3-2、新旧表」シート)

提出方法 電子データの送付

各 手 続 き の 概 要 (2)-1

船員計画雇用促進助成金関連

船員計画雇用促進助成金の交付申請

概 要 前年度の1月1日から申請年度の12月31日までの1年間(認定を受けた日本船舶

・船員確保計画の計画期間に限る。)に、認定を受けた「<u>日本船舶・船員確保計画」</u> に従って、船員を雇用・育成した場合に、船員計画雇用促進助

成金の交付を受けるときは、国土交通大臣に申請してください。

支給要件 全事業者対象

- ①計画期間が5年間の日本船舶・船員確保計画の認定を受けていること。
- ②申請期限日(1月15日)の前日から起算して3年前の日から申請期限日までの間に船員に適用される労務関係法令違反の指摘を受けたことがないこと又は同期間内に指摘を受けた場合には、当該違反の状態が改善され、申請期限日の前日において当該改善された日から起算して1年を経過していること。
- ③各種ハラスメント等に関する相談窓口及び当該窓口担当者を定め、雇用する船員 に周知していること。
- ④雇用する船員の心理的な負担の状況を把握するための取組み(ストレスチェック等)を行っていること。
- ⑤補助金の交付を受けようとする会計年度の前3年度において、海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令(平成20年国土交通省令第67号)第12条の規定により、日本船舶・船員確保計画の実施状況に関する報告書を、国土交通大臣に提出していること。

前3年度において、助成対象船員が3人以上の認定事業者のみ対象

- ⑥補助金の交付を受けようとする会計年度の前3年度において、全ての助成対象船員に占める離職者の割合が40%以下であること。
- ⑦国土交通省の認定を受けた労務管理責任者講習を修了した者を労務管理責任者として選任していること。
- ⑧労務管理責任者又は認定事業者が指名する者に、定期的に助成対象船員との面談 を行わせていること(採用後初めての面談にあっては、採用日から1月以内)
- ⑨雇用する船員の労働負担軽減のための取組み(電子的な労働時間管理システムの 導入等)を行っていること。
- ⑩雇用する船員が乗船する船舶において、船員作業等の負担軽減を図る設備(遠隔監視カメラ等)を導入していること。
- ⑪雇用する船員が乗船する船舶において、船員の居住環境の改善のための取組み (船内Wi-Fiの整備等)を行っていること。
- ※⑥~⑪は補助金の交付を受けようとする前3年度において、助成対象船員が3人以上の認定事業者のみが対象であり、⑥~⑧の全てに加えて⑨~⑪のいずれか 1つ以上を満たす必要があります。

各 手 続 き の 概 要 (2)-2

船員計画雇用促進助成金関連

支給対象者

- ①45歳未満の船員未経験者もしくは40歳未満でありかつ船員として最後に職務 に従事した日から3年の期間を経過している船員経験者
- ②下記の助成金の支給月数・金額以上の訓練期間・費用を要した者
- ※(独)海技教育機構の卒業者や司厨員、訓練期間中に離職した者を除く
- ※船員経験者は一般教育機関卒であっても通常対象者となります。

	甲板部(及	び無線部)	機関部	
	支給月額	支給月数	支給月額	支給月数
通常対象者 (船員教育機関卒業者、船員経験者※)	4万円	1月	4万円	2月
特定対象者 (一般学校卒業者、退職自衛官)	4万円	3月	5万円	6月
特定対象者 (女性)	8万円	3月	10万円	6月

船員計画雇用促進助成金の交付申請

- 提出締切 1月15日まで
 - ※12月31日までに訓練を終了する者が対象です。
 - ※1月1日以降に訓練を終了する場合は、翌年度に申請してください。

提出先

申請者の主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局等

- 提出書類 口交付申請書(助成金エクセル様式「1. 交付申請書」シート)
 - □所要経費調書(助成金エクセル様式「1-2. 所要経費調書(在職状況報告書)」
 - 口申立書(助成金エクセル様式「1-3. 申立書」シート)
 - 口雇用期間に係る給与支払いを証する書類(給与支払簿の写しなど)
 - 口支給対象者の採用年月日を証する書類(給与支払簿の写し、船員保険被保険者証や 被保険者資格取得届の写し(被保険者記号・番号等を黒塗りしたもの)など)
 - 口対象者が船員としての経験を有しない者の場合、対象者の職務及び対象者が船員未 経験であることを確認できる書類(船員手帳の写しなど)
 - 口対象者が船員としての経験を有する者の場合、対象者の職務及び対象者が船員とし て最後に職務に従事した日(最終下船日)から3年の期間を経過していることを確 認できる書類(船員手帳の写しなど)
 - 口対象者が退職自衛官の場合は、自衛隊の退職を証する書類の写し
 - □認定労務管理責任者講習の受講修了証明書の写し
 - ※補助金の交付を受けようとする会計年度の前3年度において、助成対象船員が 3人以上の場合は提出。
 - 口請求書(助成金エクセル様式「2.請求書」シート)

提出方法

電子データの送付

申請過多により、申請額が予算額を超過した場合は、予算の範囲内に収まるよう、 留意事項 不交付決定を行う場合があります。特に、-3-2.に記載の在職状況報告書の提出 がない事業者、過去3年間の離職者が多い事業者から不交付となりますので、予めご 了承ください。

各手続きの概要(2)-3

船員計画雇用促進助成金Q&A

- Q:本補助金における船員教育機関卒業者とは、どのような者を指すか。
- A:商船系大学、商船高専、水産大学校、水産高校専攻科の卒業者を指します。(JMETS卒業者は助成対象から除かれております。)なお、水産高校本科卒業者や民間6級海技士短期養成課程修了者は、一般教育機関卒業者となります。
- Q:「当初通常対象者の採用を予定していたが、結果的には特定対象者を採用した」等計画外の 者を雇用・育成した場合、助成対象となるか。
- A: 助成金対象となります。ただし、予算の状況によっては減額もしくは不交付となる可能性もありますのでご留意ください。また、原則、認定計画に従った雇用・育成が助成の対象となるため、採用計画等に変更が生じる見込みがある場合には、事前に計画の変更認定申請を行っていただくようお願いいたします。
- Q:助成金は新人船員を雇用し、育成が完了した場合に支給されるが、<mark>育成の完了の考え方は、</mark> 日本船舶・船員確保計画で認定を受けた訓練計画の内容(新人乗船訓練〇ヶ月等)の終了を もって育成が完了したという理解でよいか。
- A:本助成金における育成期間の考え方は、育成の始期(育成を開始した日(採用日または最初の雇入日)から起算して、対象となる新人船員の支給区分(通常対象者・特定対象者、 甲板・機関)に応じた育成期間(支給月数 例:特定対象者の機関部は6月以内)の終了を もって育成が完了したとしております。
- Q:訓練期間中に職務を変更(例:甲板部→機関部)して訓練した場合、助成金の支給対象期間 も変更(例:3月分→6月分)となり、助成金の交付を受けれるのか。
- A:最初の雇入の職務(甲板・機関)から変更となる場合、当該変更時点をもって船員(甲板員または機関員)としての育成が完了したと整理しているため、助成金の交付対象となるのは職務変更前の育成期間分のみとなります。
- Q:育成完了後、助成金の申請までに離職してしまった場合、助成対象となるか。
- A:助成対象となります。(ただし、育成期間中に離職した場合は、助成対象外となります。)
- Q: 令和6年度から新設された支給要件(雇用する船員の居住環境の改善のための取組み等)は、 雇用船員が乗船する全ての船舶で対応している必要があるのか(例:船内Wi-Fiを雇用船員 が乗船する全船舶で整備する必要があるのか)。
- A:雇用船員が乗船する船舶全てに整備されている必要はありませんが、雇用船員全員が労働環 境改善等の取組みの効果を受けられることが望ましいです。
- Q:船員として職務に従事した日とは、最後に下船した日かもしくは退職日か。
- A:最後に下船した日(雇止日)を指します。
- Q:対象船員が退職してしまい、船員手帳の写しがない場合、その他の代替書類を提出すること にて対応可能か。
- A:「対象者の職務」と「対象者が船員未経験であること(または船員として最後に職務に従事 した日)」を確認するため、雇入・雇止届出書や履歴書等にて代替可能な場合があるため、 適宜ご相談ください。
- Q:船員計画雇用促進助成金を活用せずに育成した船員は、在職状況報告書の報告対象外という 理解でよいか。
- A:ご理解のとおり報告対象外です。

(ご参考) 令和5年度の補助要件追加

令和5年度から新人船員の定着等を図るため、補助事業者の支給要件を 見直しました(追加)。

①は全認定事業者、②~④は補助金の交付を受けようとする前3年度 (例:令和7年度に交付を受けようとする場合、令和4年度~6年度) において、船員計画雇用促進助成金の対象となった船員(以下「助成対 象船員」)が3人以上の認定事業者のみ対象(3人未満は対象外)となります。

★「船員計画雇用促進助成金」の交付要件の見直し(追加)

- ① 補助金の交付を受けようとする会計年度の前3年度において、海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第12条の規定により、日本船舶・船員確保計画の実施状況報告書が期日までに提出されていること。
- ② 補助金の交付を受けようとする会計年度の前3年度において、全ての助成対象船員に占める離職者の割合(離職率)が40%以下であること。
 - <u>※ 離職率は在職状況報告書</u>で確認します。
 - (例) A社は交付対象(離職率40%)、B社は交付対象外(離職率66%)

A社	R4年度	R5年度	R6年度	B社	R4年度	R5年度	R6年度
助成対象船員	2名	2名	1名	助成対象船員	1名	1名	1名
在職状況	1名離職	1名離職	在職	在職状況	在職	離職	離職

- ③ 国土交通省の認定を受けた<u>労務管理責任者講習</u>を修了した<u>労務管理責任者講習を修了した</u>労務管理責任者を選任していること。
- ④ 労務管理責任者又は認定事業者が指名する者に、<u>定期的</u>に助成対象船員との<u>面談</u>を行わせていること(採用後初めての面談にあっては、<u>採用</u>日から1月以内)

(ご参考) 令和6年度の主な見直し事項

令和5年度から新人船員の定着等を図るため、支給要件(離職率等)を 追加したところ、更なる定着率の向上を図るため、令和6年度から補助 事業者の支給要件を見直しました。(追加)

追加要件の対象となるのは、補助金の交付を受けようとする前3年度 (例:令和7年度に交付を受けようとする場合、令和4年度~6年度) において、船員計画雇用促進助成金の対象となった船員(以下「助成対 象船員」)が3人以上の認定事業者のみ対象(3人未満は対象外)であ り、①~③のいずれか1つ以上の要件を満たす必要があります。

▲「船員計画雇用促進助成金」の交付要件の見直し(追加)

- ① 雇用する船員の労働負担軽減のための取組み(電子的な労働時間管理システム(船員労働時間管理システム)の導入等)を行っていること。
 - ※ 船員労働時間管理システムは民間企業が提供するサービスの他に国土交通省が 公表している労務管理記録簿Excel(マクロデータ)の活用による電子管理も可 (参考:国交省HP(海事:船員の働き方改革-国土交通省(mlit.go.jp)))
- ② 雇用する船員が乗船する船舶において、船員作業等の負担軽減を図る 設備等(※)を導入していること。
 - ※例・甲板部または機関部の作業を補助する遠隔監視カメラ
 - 甲板作業中の熱中症対策用の涼霧システム
 - 電子海図情報表示装置(関係規程で備え付けが定められている船舶を除く)
- ③ 雇用する船員が乗船する船舶において、船員の居住環境の改善のため の取組み(※)を行っていること。
 - ※例・休息時に利用可能な次世代通信衛星を利用した海上ブロードバンドサービス、 船内Wi-Fiの整備
 - ・女性専用の船内設備(風呂、トイレ、洗濯機、乾燥機等)の整備
 - ・船員の全居室への空調(エアコン)の整備

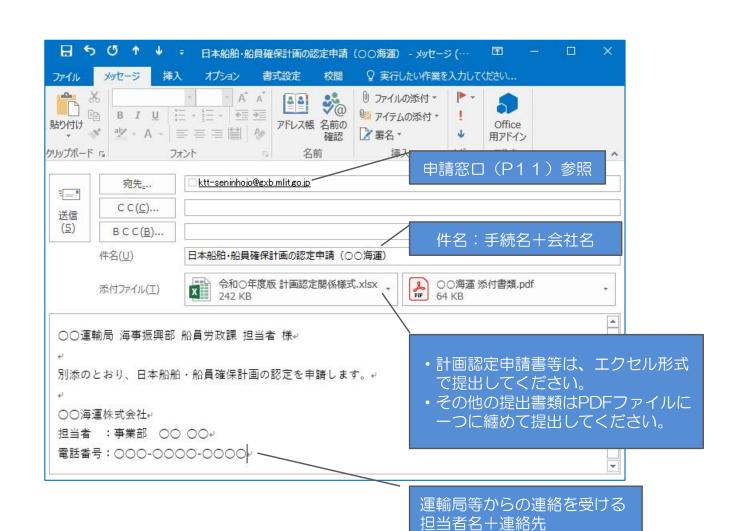


各 手 続 き の 概 要 (3)

電子メールによる申請・報告の手順

「日本船舶・船員確保計画」及び「船員計画雇用促進助成金」関連の申請・報告は、原則として、 電子メールにより、各地方運輸局等へ提出してください。

- 1. 各申請書類のエクセル様式をダウンロードの上、必要事項を入力してください。 http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000011.html
- 2. 各地方運輸局等へのメール件名は、各手続の名称と会社名としてください。 例:日本船舶・船員確保計画の認定申請(〇〇海運)
- 3. メール本文には、必ず、担当者名と連絡先の電話番号を記載してください。
- 4. 各地方運輸局から、メール送信者あてに、提出書類を受信した旨を返信します。 5営業日を経過しても返信がない場合は、メール不着も考えられますので、お電話により、 お問合せください。
- 5. 提出書類に不備がある場合、メール又は電話にてご案内します。



- 10 -

相談・申請等の窓口

各運輸局等 の窓口	住所	電話番号	申請用メールアドレス
北海道運輸局 海事振興部 船員労政課	〒060-0042 札幌市中央区大通西10 (札幌第2合同庁舎)	011-290-1014	hkt-anteigyomu@gxb.mlit.go.jp
東北運輸局 海事振興部 船員労政課	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 (仙台第4合同庁舎)	022-791-7525	tht-seninrousei@gxb.mlit.go.jp
関東運輸局 海事振興部 船員労政課	〒231-8433 横浜市中区北仲通5-57 (横浜第2合同庁舎)	045-211-7231	ktt-seninhojo@gxb.mlit.go.jp
北陸信越運輸局 海事部 船員労政課	〒950-8537 新潟市中央区美咲町1-2-1 (新潟美咲合同庁舎2号館)	025-285-9157	hrt-seninhojo@gxb.mlit.go.jp
中部運輸局 海事振興部 船員労政課	〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1 (名古屋合同庁舎1号館)	052-952-8028	cbt-seninhojo@gxb,mlit.go,jp
近畿運輸局 海事振興部 船員労政課	〒540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76 (大阪合同庁舎4号館)	06-6949-6435	kkt-seninhojo@gxb,mlit.go,jp
神戸運輸監理部 海事振興部 船員労政課	〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1 (神戸第2地方合同庁舎)	078-321-3149	kbm-seninhojo@gxb.mlit.go.jp
中国運輸局 海事振興部 船員労政課	〒730-8544 広島市中区上八丁堀6-30 (広島合同庁舎4号館)	082-228-3692	cgt-seninhojo@gxb,mlit.go.jp
四国運輸局 海事振興部 船員労政課	〒760-0019 高松市サンポート3-33 (高松サンポート合同庁舎南館)	087-802-6817	skt-seninhojo@gxb.mlit.go.jp
九州運輸局 海事振興部 船員労政課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎新館)	092-472-3159	gst-kyushu-rouseika@ki.mlit.go.jp
沖縄総合事務局 運輸部 船舶船員課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 (那覇第2地方合同庁舎2号館)	098-866-1838	senintoukei.a9s@ogb.cao.go.jp

本手引きは、あくまでもイメージを掴んでいただくためのものです。 -ご不明な点等ありましたら、最寄りの地方運輸局等へご相談ください。